

社会福祉法人有隣会 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人有隣会(以下「この法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款第2章に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6)費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等であって、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員として立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合においては、理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間600万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。
- 3 この法人の理事長、常務理事及び理事の報酬額は、別表「理事俸給表」及び別記1「理事の報酬」に定める額とする。
- 4 監事の報酬額は、別記2「監事の報酬」に定める額とする。
- 5 評議員の報酬額は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。
- 6 理事、監事及び評議員の報酬については評議員会の承認を得て決めるものとする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員が会議等に出席したときは費用弁償として、その都度1人一律5千円を支給する。
- 3 役員及び評議員が業務のため旅行した時は、その旅行について費用弁償として旅費(別表2)を支給する。

(報酬等の支給日)

第6条 理事長及び常務理事の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

- 2 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公 表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月14日(評議員会の議決日)から施行する。

別表 理事俸給表

	月 額(円)
理事長	30万円
常務理事	15万円

別記1「理事の報酬」

理事の報酬は、1人一律年間 5万 円

別記2「監事の報酬」

監事の報酬は、1人一律年間 5万 円

別記3「評議員の報酬」

評議員の報酬は、1人一律年間 3万 円

別表2

区 別	支 給 額	摘 要
鉄 道 料 金	県内:旅客料金実費 県外:旅客料金実費に特別車輛料金を加算した額	必要と認めるときは急行料金など特別料金(寝台料金を除く)を加算して支給することができる。
船 料 金	船舶料金実費	
航 空 料 金	航空料金実費	特に必要と認めるとき支給することができる。
車 料	1キロメートルにつき30円又は 定期一般乗合旅客自動車料金実費	
日 当	県内 5,000円 県外 7,000円	往復とも梅里苑所有の車による旅行の場合 県内 1,500円 県外 3,500円
宿 泊 料 (一夜につき)	県内10,000円 県外13,000円	